

指定訪問看護事業

指導検査基準

— 令和 7 年 4 月 1 日適用 —

東京都福祉局指導監査部指導第一課

指導検査基準（指定訪問看護事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
第1 基本方針	1 基本方針 指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	法第8条第4項 法第73条第1項 都条例第111号第63条
第2 人員に関する基準	1 従業者の配置の基準 指定訪問看護事業者が指定訪問看護事業所ごとに置くべき看護師等の員数は、指定訪問看護事業所の区分に応じて、次に定めるとおりとしているか。 （1）指定訪問看護ステーションの場合 ア 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算方法で、2.5以上となる員数となっているか。 また、うち1名は常勤となっているか。 イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数を配置しているか。 （2）指定訪問看護を担当する医療機関の場合 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置いているか。 （3）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けている場合 区市町村の条例において定められる人員に関する基準を満たしているか。 （4）指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受けている場合 区市町村の条例において定められる人員に関する基準を満たしているか。	法第74条第1項 都条例第111号第64条 条例施行要領第3の三の1（1） 都条例第111号第64条第1項第1号イ 都規則第141号第12条第1項第1号イ 都規則第141号第12条第2項 都条例第111号第64条第1項第1号ロ 都規則第141号第12条第1項第1号ロ 都条例第111号第64条第1項第2号 都規則第141号第12条第1項第2号

第3 設備に関する基準	2 管理者 (1) 指定訪問看護事業者は、各指定訪問看護ステーションにおいて指定訪問看護ステーションを管理する者（以下「管理者」という。）を置いているか。 (2) 管理者は、専ら当該指定訪問看護ステーションの管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。ただし、当該指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 (3) 管理者は、保健師又は看護師であるか。 ただし、やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。 (4) 管理者は、指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者であるか。 (5) 指定訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者であるか。 1 設備及び備品等 (1) 指定訪問看護ステーションは、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、専用の事務室に代えて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで差し支えない。 事務室については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。 (2) 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を設けるとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 (3) 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、	都条例第111号第64条第3項 都条例第111号第64条第4項 都条例第111号第65条第1項 都条例第111号第65条第2項 条例施行要領第3の三の1(2)① 都条例第111号第65条第3項 条例施行要領第3の三の1(2)③ 都条例第111号第65条第4項 条例施行要領第3の三の1(2)④ 都条例第111号第66条第1項 条例施行要領第3の三の2(1) 都条例第111号第66条第2項 条例施行要領第3の三の2(2) 都条例第111号第66条第3項
-------------	---	--

第4 運営に関する基準	指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、都条例第112号第66条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 1 管理者の責務 (1) 管理者は、当該指定訪問看護事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 管理者は、当該指定訪問看護事業所の従業者に、都条例第111号第4章第4節「運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 2 運営規程 指定訪問看護事業者は、各指定訪問看護事業所において、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めているか。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 虐待防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要事項 3 勤務体制の確保等 (1) 指定訪問看護事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問看護を提供することができるよう、各指定訪問看護事務所において、看護師等の勤務の体制を定めているか。	都条例第111号第78条（準用第51条第1項） 都条例第111号第78条（準用第51条第2項） 都条例第111号第67条 都条例第111号第78条（準用第11条第1項） 条例施行要領第3の三の3（7）②
--------------------	--	--

	なお、指定訪問看護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 また、指定訪問看護を担当する医療機関の場合、指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護師等の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、各指定訪問看護事業所において、当該指定訪問看護事業所の看護師等によって指定訪問看護を提供しているか。 (3) 指定訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。 (4) 指定訪問看護事業所の看護師等については、労働者派遣法に規定する派遣労働者ではないか。 (5) 指定訪問看護事業者は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 4 業務継続計画の策定等 (1) 指定訪問看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 (3) 指定訪問看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 5 内容及び手続の説明及び同意	都条例第第111号78条（準用第11条第2項） 条例施行要領第3の三の3（7）② 都条例第111号第78条（準用第11条第3項） 条例施行要領第3の三の3（7）② 都条例第111号78条（準用第11条第4項） 都条例第111号78条（準用第11条の2の第1項） 都条例第111号78条（準用第11条の2の第2項） 都条例第111号78条（準用第11条の2の第3項）
--	--	--

	(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定訪問看護の提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 (2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。 6 提供拒否の禁止 指定訪問看護事業者は、正当な理由なく、指定訪問看護の提供を拒んでいないか。特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 7 サービス提供困難時の対応 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら必要な指定訪問看護を提供することが困難であると認める場合は、主治の医師及び当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡を行い、他の指定訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 8 受給資格等の確認 (1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問看護を提供するよう努めているか。 9 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定訪問看護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やか	都条例第111号第78条（準用第12条第1項） 条例施行要領第3の三の3（7） （準用第3の一の3（8）） 都条例第111号第78条（準用第13条） 条例施行要領第3の三の3（7） （準用第3の一の3（9）） 都条例第111号第68条 都条例第111号第78条（準用第15条第1項） 都条例第111号第78条（準用第15条第2項） 都条例第111号第78条（準用第16条第1項）
--	---	---

	に当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。 10 心身の状況等の把握 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、病歴、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 11 居宅介護支援事業者等との連携 (1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 12 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際しては、利用申込者が厚生省令第36号第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨の区市町村への届出等により、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスの提供として受けることが可能となる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスの提供のために必要な援助を行っているか。	都条例第111号第78条（準用第16条第2項） 都条例第111号第78条（準用第17条） 都条例第111号第69条第1項 都条例第111号第69条第2項 都条例第111号第78条（準用第19条）
--	--	--

	1 3 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定訪問看護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供しているか。 1 4 居宅サービス計画等の変更の援助 指定訪問看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 1 5 身分を証する書類の携行 (1) 指定訪問看護事業者は、看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 (2) 証書等には、当該指定訪問看護事業所の名称、当該看護師等の氏名の記載があるか。 1 6 サービスの提供の記録 (1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日及び内容、当該指定訪問看護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しているか。 1 7 利用料等の受領	都条例第111号第78条（準用第20条） 都条例第111号第78条（準用第21条） 都条例第111号第78条（準用第22条） 条例施行要領第3の三の3（7） （準用第3の一の3（15）） 都条例第111号第78条（準用第23条第1項） 条例施行要領第3の三の3（7） （準用第3の一の3（16）①） 都条例第111号第78条（準用第23条第2項） 条例施行要領第3の三の3（7） （準用第3の一の3（16）②）
--	---	--

	(1) 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定訪問看護事業者は、(1)、(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行った場合は、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。 (4) 指定訪問看護事業者は、(3)の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 (5) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。 (6) 指定訪問看護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問看護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問看護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問看護に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	都条例第111号第70条第1項 条例施行要領第3の3の3(2) (準用第3の1の3(17)①) 都条例第111号第70条第2項 条例施行要領第3の3の3(2)② 都条例第111号第70条第3項 条例施行要領第3の3の3(2) (準用第3の1の3(17)③) 都条例第111号第70条第4項 条例施行要領第3の3の3(2) (準用第3の1の3(17)④) 法第41条第8項 都規則第141号第65条
--	---	---

	1 8 保険給付の申請に必要となる証明書の交付 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。 1 9 指定訪問看護の基本取扱方針 (1) 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常に改善を図っているか。 2 0 指定訪問看護の具体的取扱方針 (1) 主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は説明を行っているか。 (2) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 (3) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 (4) 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、指定訪問看護の提供を行うこととし、特殊な看護等については、これを行っていないか。 (5) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。 2 1 主治の医師との関係	都条例第 1 1 1 号第 7 8 条（準用第 2 5 条） 都条例第 1 1 1 号第 7 1 条第 1 項 都条例第 1 1 1 号第 7 1 条第 2 項 都条例第 1 1 1 号第 7 2 条第 1 号 条例施行要領第 3 の三の 3（3）①、③ 都条例第 1 1 1 号第 7 2 条第 2 号 条例施行要領第 3 の三の 3（3）④ 都条例第 1 1 1 号第 7 2 条第 3 号 条例施行要領第 3 の三の 3（3）④ 都条例第 1 1 1 号第 7 2 条第 4 号 都条例第 1 1 1 号第 7 2 条第 5 号
--	--	---

	(1) 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行っているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。 (3) 指定訪問看護事業者は、主治の医師に訪問看護計画及び訪問看護報告を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。 (4) 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合は、(2) 及び (3) の規定にかかわらず、(2) の主治の医師の文書による指示並びに (3) の訪問看護計画及び訪問看護報告の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。 2.2 訪問看護計画及び訪問看護報告の作成 (1) 看護師等（准看護師を除く。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び当該利用者の心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的な指定訪問看護の内容等を記載した訪問看護計画を作成しているか。また、この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 (2) 看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護計画の作成に当たっては、当該訪問看護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。 (3) 看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護計画を作成した際には、当該訪問看護計画を利用者に交付しているか。 (4) 看護師等（准看護師を除く。）は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告を作成しているか。（ここに規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいう。） (5) 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画及び訪問看護報告の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。 (6) 当該指定訪問看護事業者が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあつ	都条例第 111 号第 73 条第 1 項 都条例第 111 号第 73 条第 2 項 都条例第 111 号第 73 条第 3 項 都条例第 111 号第 73 条第 4 項 平 12 老企第 55 号 都条例第 111 号第 74 条第 1 項 条例施行要領第 3 の三の 3 (5) ②、④ 都条例第 111 号第 74 条第 2 項 条例施行要領第 3 の三の 3 (5) ③ 都条例第 111 号第 74 条第 3 項 条例施行要領第 3 の三の 3 (5) ⑤ 都条例第 111 号第 74 条第 4 項 条例施行要領第 3 の三の 3 (5) ⑦ 都条例第 111 号第 74 条第 5 項 都条例第 111 号第 74 条第 6 項
--	--	--

	ては、指定訪問看護計画及び指定訪問看護報告の作成についても、診療記録への記載をもって代えることができる。 2 3 同居家族に対する訪問看護の禁止 指定訪問看護事業者は、看護師等に、利用者が当該看護師等の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはいないか。 2 4 利用者に関する区市町村への通知 指定訪問看護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 2 5 緊急時等の対応 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じているか。 2 6 衛生管理等 (1) 指定訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 特に、指定訪問看護事業者は、看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 (3) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。	都条例第 1 1 1 号第 7 5 条 都条例第 1 1 1 号第 7 8 条（準用第 3 0 条） 都条例第 1 1 1 号第 7 6 条 都条例第 1 1 1 号第 7 8 条（準用第 3 2 条第 1 項） 条例施行要領第 3 の三の 3（7） （準用第 3 の一の 3（2 3）） 都条例第 1 1 1 号第 7 8 条（準用第 3 2 条第 2 項） 都条例第 1 1 1 号第 7 8 条（準用第 3 2 条第 3 項）
--	--	--

	ア 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に十分に周知しているか。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ウ 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。 (4) アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 27 掲示 (1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定訪問看護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (3) 指定訪問看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 28 秘密保持等 (1) 指定訪問看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。 (2) 指定訪問看護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定訪問看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	都条例施行規則第141号第13条 (準用第4条の2の第1項第1号) 都規則第141号第13条(準用第4条の2の第1項第2号) 都規則第141号第13条(準用第4条の2の第1項第3号) 都規則第141号第13条(準用第4条の2の第2項) 都条例第111号第78条(準用第33条) 都条例第111号第78条(準用第33条第2項) 都条例第111号第78条(準用第33条第3項) 都条例第111号第78条(準用第34条第1項) 都条例第111号第78条(準用第34条第2項) 都条例第111号第78条(準用第34条第3項)
--	--	--

	29 広告 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定訪問看護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 31 苦情処理 (1) 指定訪問看護事業者は、利用者及びその家族からの指定訪問看護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し2年間保存するとともに、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行っているか。 (3) 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。また、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。 (4) 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に関	都条例第111号第78条（準用第35条） 都条例第111号第78条（準用第36条） 都条例第111号第78条（準用第37条第1項） 条例施行要領第3の三の3（7） （準用第3の一の3（28）①） 都条例第111号第78条（準用第37条第2項） 条例施行要領第3の三の3（7） （準用第3の一の3（28）②） 都条例第111号第78条（準用第37条第3項） 条例施行要領第3の三の3（7） （準用第3の一の3（28）③） 都条例第111号第78条（準用第3
--	--	---

	して国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条第１項第３号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。また、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。	7条第４項)
	３２ 地域との連携等 (１) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。 なお、特別区及び市町村が実施する事業には、介護相談員派遣事業のほか、広く特別区及び市町村が老人クラブ、婦人会のその他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。 (２) 指定訪問介護事業者は、指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護の提供を行うよう努めているか。	都条例第１１１号第７８条（準用第３８条） 条例施行要領第３の三の３（７）（準用第３の一の３（２９）） 都条例第１１１号第７８条（準用第３８条第２項）
	３３ 事故発生時の対応 (１) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 (２) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。 (３) 指定訪問看護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	都条例第１１１号第７８条（準用第３９条第１項） 都条例第１１１号第７８条（準用第３９条第２項） 条例施行要領第３の三の３（７）（準用第３の一の３（３０）③）
	３４ 虐待の防止 (１) 指定訪問看護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置	都条例第１１１号第７８条（準用第３９

	を講じているか。 ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に十分周知しているか。 イ 虐待防止のための指針を整備しているか。 ウ 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 エ アからウに掲げる措置を適正に実施するための担当者を置いているか。 (2) アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 3 5 会計の区分 (1) 指定訪問看護事業者は、各指定訪問看護事業所において経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。 (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。 3 6 記録の整備 (1) 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しているか。ただし、指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、整備すべき記録のうち、指示書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、診療録及び診療記録の保存で差し支えない。 ア 都条例第111号第73条第2項に規定する主治の医師による指示の文書 イ 訪問看護計画	条の二) 都規則第141号第13条(準用第4条の3の第1項第1号) 都規則第141号第13条(準用第4条の3の第1項第2号) 都規則第141号第13条(準用第4条の3の第1項第3号) 都規則第141号第13条(準用第4条の3の第1項第4号) 都規則第141号第13条(準用第4条の3の第2項) 都条例第111号第78条(準用第40条) 平13老振発第18号 条例施行要領第3の三の3(7) (準用第3の一の3(32)) 都条例第111号第77条第1項 都条例第111号第77条第2項 条例施行要領第3の三の3(6)
--	--	--

	ウ 訪問看護報告 エ 都条例第111号第78条において準用する都条例第111号第23条第2項の規定による提供したサービスの具体的な内容等の記録 オ 都条例第111号第72条第3号の規定による身体拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 カ 都条例第111号第78条において準用する都条例第111号第30条の規定による区市町村への通知に係る記録 キ 都条例第111号第78条において準用する都条例第111号第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録 ク 都条例第111号第78条において準用する都条例第111号第39条第1項の規定による事故の状況及び処置についての記録	
第5 変更の届出等	1 変更の届出等 (1) 指定訪問看護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令第36号第131条で定める事項に変更があったとき又は休止した当該指定訪問看護事業を再開したときは、厚生省令第37号で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業を廃止し、または休止しようとするときは、厚生省令第36号で定めるところにより、その廃止または休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第75条第1項 厚生省令第37号第131条第1項第3号 厚生省令第37号第131条第3項 法第75条第2項 厚生省令第37号第131条第4項
第6 介護給付費の算定及び取扱い	1 基本的事項 (1) 指定訪問看護事業に要する費用の額は、平12厚告19の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 (2) 指定訪問看護事業に要する費用の額は、平27厚労告93の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 (3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	法第41条第4項 平12厚告19の一 平12厚告19の二 平12厚告19の三

	2 訪問看護費の算定 (1) 訪問看護の所要時間について 通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他平 2 7 厚労告 9 4 の 4 の疾病等の患者並びに精神科訪問看護・指導料及び精神科訪問看護基本療養費に係る訪問看護の利用者を除く。）に対して、その主治の医師の指示（指定訪問看護ステーションにあっては、主治の医師が交付した文書による指示）及び訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護事業所の看護師等が指定訪問看護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 (2) 20 分未満の訪問看護費の算定について 訪問看護を 24 時間行うことができる体制を整えている指定訪問看護事業所であって、居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に 20 分以上の保健師又は看護師による指定訪問看護が週 1 回以上含まれている場合に算定しているか。 (3) 訪問看護の所要時間の合算について 前回提供した訪問看護から概ね 2 時間未満の間隔で訪問看護を行う場合（20 分未満の訪問看護費を算定する場合及び利用者の状態の変化等により緊急の訪問看護を行う場合を除く。）は、それぞれの所要時間を合算しているか。 また、一人の看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）が訪問看護を行った後に、続いて別の看護職員が訪問看護を行った場合には、当該訪問看護の所要時間を合算しているか。なお、当該訪問看護の提供時間を合算した場合に、准看護師による訪問看護が含まれる場合には、当該訪問看護費は、准看護師による訪問看護費を算定しているか。 なお、一人の利用者に対して、連続して訪問看護を提供する必要性については、適切なケアマネジメントに基づき判断されているか。 (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による指定訪問看護 ア 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、一回あたり 20 分以上訪問看護を実施し、一人の利用者につき週 6 回を限度として算定してい	平 1 2 厚告 1 9 の別表 3 の注 1 平 2 7 厚労告 9 4 の 4 平 1 2 厚告 1 9 の別表 3 の注 1 1 2 老企第 3 6 号の第 2 の 4 (3) ① 1 2 老企第 3 6 号の第 2 の 4 (3) ② (一)、(二)、(四) 平 1 2 厚告 1 9 の別表 3 の注 1 1 2 老企第 3 6 号の第 2 の 4 (4) ②
--	---	---

	るか。 イ 理学療法士等による指定訪問看護が1日に2回を超えて行われる場合は、1回につき100分の90に相当する単位数を算定しているか。 ウ 前年の4月から当該年の3月までの期間の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合は、当該年度の理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算しているか。 エ 前年の4月から当該年の3月までの期間の看護職員の訪問回数が理学療法士等による訪問回数以上である場合であっても、算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算(Ⅰ)、緊急時訪問看護加算(Ⅱ)、特別管理加算(Ⅰ)、特別管理加算(Ⅱ)、看護体制強化加算(Ⅰ)及び看護体制強化加算(Ⅱ)のいずれも算定していない場合は、理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算しているか。 オ なお、定期的な看護職員による訪問に際し、看護職員と理学療法士等が同時に訪問した場合、看護職員の訪問看護費を算定する場合は看護職員の訪問回数を積算し、看護職員の訪問看護費を算定せず、理学療法士等の訪問看護費を算定する場合には、理学療法士等の訪問回数として積算しているか。 カ 前年度の訪問回数の実績に応じ、翌年度4月から減算としているか。 (5) 准看護師による指定訪問看護 ア 准看護師が指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 イ 居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、保健師又は看護師が訪問する場合については、所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定しているか。 ウ 居宅サービス計画上、保健師又は看護師が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合については、准看護師が訪問する場合の単位数(所定単位数の100分の90)を算定しているか。 エ 居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、理学療	平12厚告19の別表3の注1 12老企第36号の第2の4(4)③ 平12厚告19の別表3の注20 平27厚労告96の4の2 12老企第36号の第2の4(4)⑧ 平12厚告19の別表3の注20 平27厚労告96の4の2 12老企第36号の第2の4(4)⑧ 12老企第36号の第2の4(4)⑧ 12老企第36号の第2の4(4)⑧ 12老企第36号の第2の4(4)⑧ 平12厚告19の別表3の注1 12老企第36号の第2の4(8)① 12老企第36号の第2の4(8)① 12老企第36号の第2の4(8)②
--	---	--

	法士等が訪問する場合については、理学療法士等が訪問する場合の単位数を算定しているか。 オ 居宅サービス計画上理学療法士等が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合については、理学療法士等が訪問する場合の単位数を算定しているか。 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合 訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算の届出をしており、平27厚労告96の3の施設基準に適合する指定訪問看護事業所において、通院が困難な利用者に対して、その主治の医師の指示及び訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護事業所の看護師等が、指定訪問看護を行った場合、1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。また、保健師、看護師、准看護師が要介護5である利用者に対して指定訪問看護を行った場合は1月につき800単位を加算しているか。なお、准看護師が指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定しているか。 また、月の途中から訪問看護を利用した場合又は月の途中で訪問看護の利用を終了した場合には、利用期間に応じて単位数を日割りにより算定しているか。 1人の利用者に対し、一の指定訪問看護事業所が訪問看護費を算定している場合には、別の指定訪問看護事業所においては、当該訪問看護費は算定していないか。 4 高齢者虐待防止措置未実施減算 厚生省令第37号第37条の2に規定する以下の措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に十分周知しているか。 (2) 虐待防止のための指針を整備しているか。 (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。	12老企第36号の第2の4(8)② 平12厚告19の別表3の注2 平27厚労告96の3 平12老企第36号の第2の4(5) 平12厚告19の別表3の注3 平27厚労告95の6の2 平12老企第36号の第2の4(9) (準用第2の2(10))
--	--	---

	(4) アからウに掲げる措置を適正に実施するための担当者を置いているか。 5 業務継続計画未策定減算 厚生省令第37号第30条の2の第1項に規定する以下の措置を講じていない場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 6 早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算 夜間（午後6時から午後10時までの時間）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間）に指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 また、深夜（午後10時から午前6時までの時間）に指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 7 複数名訪問看護加算 (1) 同時に複数の看護師等により指定訪問看護を行うこと又は看護師等が看護補助者と同時に指定訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合で、以下ア～ウのいずれかに該当しているか。 ア 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 イ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合	平12厚告19の別表3の注4 平27厚労告95の6の3 平12老企第36号の第2の4(10) （準用第2の2(11)） 平12厚告19の別表3の注5 平12老企第36号の第2の4(11) （準用第2の2(13)） 平12厚告19の別表3の注6 平12老企第36号の第2の4(12) ① 平27厚労告94の5
--	--	--

	ウ その他利用者の状況等から判断してア又はイに準ずると認められる場合 (2) 両名とも看護師等である場合は複数名訪問加算(Ⅰ)を、一人が看護師等であり、同時に訪問する一人が看護補助者である場合は複数名訪問加算(Ⅱ)を加算しているか。 (3) 複数名訪問加算(Ⅱ)における看護補助者とは、訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活等の世話の他、居室内の環境整備、看護用品等の整頓等といった看護業務の補助を行う者であり、資格は問わないが、秘密保持や安全等の観点から訪問看護事業者に雇用されている者であるか。 8 長時間訪問看護加算 (1) 指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(平27厚労告94の6に該当する状態にあるものに限る。)に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後に引き続き指定訪問看護を行う場合であって、当該指定訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となる時は、1回につき300単位を所定単位数に加算しているか。 (2) 当該加算については、看護師が行う場合であっても准看護師が行う場合であっても、同じ単位を算定しているか。 9 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対する取扱い 当該指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該指定訪問看護事業所と同一の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等を想定 以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く)又は指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)の利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定	平12老企第36号の第2の4(12)② 平12老企第36号の第2の4(12)③ 平12厚告19の別表3の注7 平12老企第36号の第2の4(13)① 平27厚労告94の6 平12老企第36号の第2の4(13)② 平12厚告19の別表3の注8 平12老企第36号の第2の4(14)(準用第2の2(16))
--	--	--

	し、当該指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者に対し指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。 10 特別地域訪問看護加算 (1) 平24厚労告120に定める地域に所在する指定訪問看護事業所又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定訪問看護を行った場合は、特別地域訪問看護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 (2) この場合の所定単位数からは緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算を除いているか。 11 中山間地域等における小規模事業所の評価 (1) 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準(1月当たり延訪問回数が100回以下)に適合する指定訪問看護事業所又はその一部として使用される事業所の看護師等が指定訪問看護を行った場合は、1回につき(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合は1月につき)所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 (2) この場合の所定単位数からは緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算を除いているか。 12 中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所への評価 (1) 指定訪問看護事業所の看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(厚生省令第37号第73条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定訪問看護を行った場合は、1回につき(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合は1月につき)所定単位数の100分の5に相当する単位	平12厚告19の別表3の注9 平24厚労告120 平12老企第36号の第2の4(15) (準用第2の2(17)) 平12厚告19の別表3の注10 平27厚労告96の4 平21厚労告83の1 平12老企第36号の第2の4(16) (準用第2の2(18)) 平12厚告19の別表3の注11 平21厚労告83の2
--	--	--

	数を所定単位数に加算しているか。 (2) 当該加算を算定する利用者から、都条例 111 号第 70 条第 3 項に規定する交通費の支払を受けていないか。 (3) この場合の所定単位数からは緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算を除いているか。 13 緊急時訪問看護加算 (1) 平 27 厚労告 95 の 7 に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により 24 時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合又は、指定訪問看護を担当する医療機関が利用者の同意を得て計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げるいずれかの所定単位を加算しているか。 ア 緊急時訪問看護加算 (I) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあるか。また、緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われているか。 (ア) 指定訪問看護ステーション 600 単位 (イ) 病院又は診療所 325 単位 イ 緊急時訪問看護加算 (II) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われているか。 (ア) 指定訪問看護ステーション 574 単位 (イ) 病院又は診療所 315 単位 (2) 次のいずれにも該当し、24 時間対応体制に係る連絡相談に支障がない体制を構築している場合には、24 時間対応体制に係る連絡相談を担当する者について	平 12 老企第 36 号の第 2 の 4 (17) (準用第 2 の 2 (19)) 平 12 厚告 19 の別表 3 の注 12 平 27 厚労告 95 の 7 平 12 老企第 36 号の第 2 の 4 (18)
--	--	---

	て、当該訪問看護事業所の保健師又は看護師以外の職員（以下「看護師等以外の職員」とする。）でも差し支えない。 ア 看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルが整備されていること。 イ 緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されていること。 ウ 当該訪問看護事業所の管理者は、連絡相談を担当する看護師等以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにすること。 エ 看護師等以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に、保健師又は看護師へ報告すること。報告を受けた保健師又は看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録書に記録すること。 オ アからエまでについて、利用者及び家族等に説明し、同意を得ること。 カ 指定訪問看護事業者は、連絡相談を担当する看護師等以外の職員について届けること。 1 4 特別管理加算 指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（平成27厚労告94の6に該当する状態にあるものに限る。）に対して、指定訪問看護事業所が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、1月につき次に掲げるいずれかの加算を所定単位数に加算しているか。 (1) 特別管理加算（Ⅰ） 500単位 (2) 特別管理加算（Ⅱ） 250単位 1 5 専門管理加算 平成27厚労告95の7の2に適合しているものとして都道府県知事に届けた指定訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、	平12厚告19の別表3の注13 平27厚労告94の7 平12老企第36号第2の4（19） 平12厚告19の別表3の注14 平27厚労告95の7の2 平12老企第36号第2の4（20）
--	--	---

	定期的（１月に１回以上）に指定訪問看護を行うとともに、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、専門管理加算として、当該基準に掲げる区分に従い、１月に１回に限り、次に掲げるいずれかの所定単位を加算しているか。 （１）緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合（悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者、人工肛門又は人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者に限る。） ２５０単位 （２）特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合（診療報酬における手順書加算を算定する利用者に限る。） ２５０単位 １６ ターミナルケア加算 在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前１４日以内に２日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にある者については１日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、２４時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）は、当該者の死亡月につき２，５００単位を所定単位数に加算しているか。 １７ 遠隔死亡診断補助加算 平２７厚労告９５の８の２に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所の情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号Ｃ００１の注８（医科診療報酬点数表の区分番号Ｃ００１―２の注６の規定により準用する場合（指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている有料老人ホームその他これに準ずる施設が算定する場合を除く。）を含む。）に規定する死亡診断加算を算定する利用者（別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る。）について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合は、遠隔死亡診断補助加算として、当該利用者の死亡月につき１５０単位を所定単位	平１２厚告１９の別表３の注１５ 平１２老企第３６号第２の４ （２１） 平２７厚労告９５の８ 平２７厚労告９４の８ 平１２厚告１９の別表３の注１６ 平２７厚労告９５の８の２ 平１２老企第３６号第２の４（２２）
--	---	---

	数に加算しているか。 18 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い 指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、訪問看護費を算定していないか。 また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合、当該利用者の主治の医師が、急性増悪により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に応じて1日につき97単位を減算しているか。 19 サービス種類相互の算定関係 (1) 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型）、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問看護費を算定していないか。 (2) 介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護、及び医療機関を退所・退院した日については、特別管理加算の算定対象となる利用者又は主治の医師が必要であると認めた利用者に関し、訪問看護費を算定しているか。 20 初回加算 (1) 初回加算（Ⅰ） 350単位 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(2)を算定して	平12厚告19の別表3の注17、18 平成12年老企第36号第2の4（23） 平12厚告19の別表3の注19 平12老企第36号第2の1（2） 平12老企第36号第2の1（3）及び4（24） 平12厚告19の別表3 ニ 平12老企第36号第2の4（25）
--	--	--

	いる場合は、算定しない。 (2) 初回加算 (Ⅱ) 300単位 指定訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。 なお、(1) (2)は、利用者が過去2月間において、当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む。）の提供を受けていない場合であって新たに訪問看護計画を作成した場合に算定しているか。 2.1 退院時共同指導加算 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所又は介護老人保健施設の主治の医師その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者について複数日に実施した場合は、2回）に限り、600単位を加算しているか。 また、テレビ電話装置等を活用する場合、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」等を遵守し、当該者又はその看護にあたる者の同意を得ているか。 ただし、初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しない。 2.2 看護・介護職員連携強化加算 指定訪問看護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けた指定訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が当該事業所の利用者に対し同項に規定する特定行為業務を円滑に行うための支援を行っ	平12厚告19の別表3 ホ 平12老企第36号第2の4 (26) 平12厚告19の別表3 ヘ 平12老企第36号第2の4 (27)
--	---	---

	た場合は、1月に1回に限り250単位を加算しているか。 23 看護体制強化加算 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ている指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げるいずれかの所定単位を加算しているか。 看護体制強化加算（Ⅰ） 550単位 （（1）から（5）すべてに適合） 看護体制強化加算（Ⅱ） 200単位 （（1）、（2）、及び（4）から（6）すべてに適合） （1）算定日が属する月の前六月間において、指定訪問看護事業所（厚生省令第37号第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。）における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算（指定居宅サービス介護給付費単位数票の訪問看護費の注12に係る加算をいう。）を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。 （2）算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算（指定居宅サービス介護給付費単位数票の訪問看護費の注13に係る加算をいう。）を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。 （3）算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算（指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注15に係る加算をいう。以下（4）において同じ。）を算定した利用者が5名以上であること。 （4）指定訪問看護ステーションにあっては、指定訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、看護職員の占める割合が100分の60以上であること。 （5）当該事業者が、指定介護予防訪問看護事業所の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合において、（4）の割合の算定にあっては、指定訪問看護	平12厚告19の別表3 ト 平27厚労告95の9 平12老企第36号第2の4（28）
--	---	---

	護を提供する従業者と指定介護予防訪問看護を提供する従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合によるものとする。 (6) 算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること。 24 口腔連携強化加算 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に対し、届け出ている指定訪問看護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り50単位を加算しているか。 25 サービス提供体制強化加算 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ている指定訪問看護事業所が、利用者に対し指定訪問看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げるいずれかの所定単位を加算しているか。 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 6単位((1)から(4)すべてに適合) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3単位((1)から(3)及び(5)すべてに適合) (1) 当該指定訪問看護事業所の全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 (2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。 (3) 当該指定訪問看護事業所のすべての看護師等に対し、健康診断等を定期的実施すること。	平12厚告19の別表3 チ 平27厚労告95の9の2 平12老企第36号第二の4(29) (準用第2の2(23)) 平12厚告19の別表3 リ 平27厚労告95の10 平12老企第36号第二の4(30) (準用第2の3(12))
--	--	--

	(4) 当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (5) 当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	
--	---	--

＜参考＞

(注)本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法	⇒	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
厚生省令第36号	⇒	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
厚生省令第37号	⇒	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
厚生労働省令第35号	⇒	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
厚生労働省令第37号	⇒	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)
都条例第42号	⇒	東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第42号)
都条例第51号	⇒	東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年3月30日東京都条例第51号)
都条例第111号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第111号)
都条例第112号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第112号)
都規則第141号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第141号)
都規則第142号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第142号)
条例施行要領	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日24福保高介第1882号)
平12厚告19	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12老企第36号	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
平12老企第54号	⇒	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)
平12老企第55号	⇒	訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて(平成12年3月3日老企第55号)
平13老振発第18号	⇒	介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)
平18厚劳告127	⇒	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平21厚劳告83	⇒	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)
平24厚劳告120	⇒	(平成24年3月13日厚生労働省告示第120号)
平27厚劳告93	⇒	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年3月23日厚生労働省告示第93号)
平27厚劳告94	⇒	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
平27厚劳告95	⇒	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平27厚劳告96	⇒	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
平18老計発第0317001号	⇒	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)
労働者派遣法	⇒	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年7月5日法律第88号)
建築物の耐震改修の促進に関する法律	⇒	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	⇒	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年12月22日政令第429号)
消防法施行規則	⇒	消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号)